

## 只木ゼミ夏合宿第4問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

1. 弁護側の採用するB説によると、先行者の行為によって生じた結果発生の危険性を高めるものであっても、詐欺罪や恐喝罪において、金員の受領のみに関与した後行者は不可罰となる。この点について、弁護側はどう考えるか。
2. 弁護側の挙げる最高裁の決定(弁護レジュメ1頁28行目)には「強盗、恐喝、詐欺等の罪責を負わせる場合には、共謀加担前の先行者の行為の効果を利用することによって犯罪の結果について因果関係を持ち、犯罪が成立する場合がありますので、承継的共同正犯の成立を認め得る」という補足意見があえて付されており、最高裁の本決定は、傷害罪についてのみ承継的共同正犯は認められないとしたに過ぎないと考えられる。よって、検察側のとるC説と矛盾するとはいえないのではないか。
3. 弁護側はB説を採用する根拠(弁護レジュメ2頁3行目以下)として、「後行者が加功する前に生じた過去の事実に対する因果関係を認めることはおよそでき」ないことを挙げているが、先行者の行為によって生じた効果が加功時にまで継続している場合には承継的共同正犯の成立を認めうるのではないか。また、「共犯の成立を肯定するためには、構成要件該当事実すべてについての因果性が必要である」とする根拠は何か。